



春の交通安全町民総ぐるみ運動が始まります

「交通ルール 守るあなたが 守られる」
～交通ルールを守れば安全が確保される交通環境づくり～

4月6日から4月15日までの10日間は、春の交通安全町民総ぐるみ運動期間です。この運動は、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を目的として毎年開催しています。

町では、次の6点を運動の重点として交通安全運動を進めていきます。

運動の重点

- ①子供と高齢者の安全な通行の確保
- ②高齢運転者の交通事故防止
- ③横断歩道における歩行者優先の徹底と交通ルールの遵守
- ④自転車の安全利用の推進
- ⑤全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑥飲酒運転の根絶



運動期間中は、平日の午前7時20分から8時00分(子どもたちの通学期間)を目安に各地区の通学路等で街頭指導を行います。皆様のご理解とご協力をお願いします。

4月10日は交通事故死ゼロを目指す日です

●お問い合わせ ふるさと振興課 ☎37-2194 (担当:小川)



後付け安全装置設置の費用を助成します

高齢運転者によるアクセルの踏み間違い事故が多く発生しています。町では事故防止を図るため、使用する車に後付けで安全装置を設置した場合に、その費用の一部を助成します。助成に関することなど、詳しくは担当までお問い合わせください。

- 助成対象者 **65歳以上**の町民の方
- 対象となる車 助成対象の方が所有又は、日常的に買い物・通院等に使用している車で、後付けの安全装置を取り付けることができる車。
- 助成額 安全装置設置費用(本体価格、取付費用含む)に4/5を乗じた額
※上限8万円

●お問い合わせ ふるさと振興課 ☎37-2194 (担当:小川)

春季火災予防運動

令和4年4月8日(金)～4月14日(木)

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

(2021年度全国統一防火標語)

住宅用火災警報器点検していますか？

宮城県では平成20年6月1日に住宅用火災警報器の設置が義務化されており、基準通りの場所に警報器を設置しなければなりません。

義務化されたときに設置した警報器は設置から10年以上が経過しているため電池切れで正常に作動しない場合があります。警報器は10年を目安に取替え、皆様の命を守るためにも点検をしっかりと行いましょう!!

警報器の設置が必要な場所※居室は任意設置



住宅用火災警報器 | 点検の方法

テストは、本体のボタンを押すか、付属のひもを引いて点検します。

正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。

詳しくは説明書をお読みください。

<音が鳴らない時は>次のことを確認しましょう。

- ・電池切れではありませんか？
- ・電池はきちんとセットされていますか？

上記の確認をしても鳴らない場合は、住宅用火災警報器本体の故障が考えられます。本体の交換をしましょう。



野外焼却は原則禁止！

宮城県では野外焼却が原則禁止されています。(例外を除き)もし違反してしまうと... 懲役5年以下又は1,000万円以下の罰金が科せられるという重い罰則が待っています。

春先の乾燥した野山は火があっという間に燃え広がる危険性がありますので、違法焼却は絶対にやめましょう!!!



火災・救急・救助は、119番へ

●お問い合わせ 白石消防署七ヶ宿出張所 ☎37-2100